

滋賀県移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県内への移住および定住の促進、中小企業等における人材不足の解消に資するため、滋賀県と市町が共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき市町が国および滋賀県と連携して実施する移住支援事業に要する経費について、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（滋賀県内の市町の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。）をした者であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。
- (4) 移住先就業 次にアまたはイの要件を満たし、かつ、ウの要件を満たす就業であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。
 - ア 知事が指定する法人に新たに雇い入れられること。
 - イ プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して新たに雇い入れられること。
 - ウ アまたはイの法人の事業所等（東京圏外または条件不利地域内に所在するものに限る。）において業務に従事すること。
- (5) テレワーク移住 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。
- (6) 関係人口移住 移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者のうち、移住先の市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認めた場合であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。
- (7) 移住支援事業 市町が対象移住者等（次のアからウまでのいずれかの要件を満たし、かつ、エの要件に該当する移住者またはこれに相当する者として知事が認める者であって、

知事が別に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。) に対して支援金を交付する事業をいう。

ア 移住先就業をしたこと。

イ テレワーク移住をしたこと。

ウ 関係人口移住をしたこと。

エ 当該市町に転入をした日以降3か月を経過した日から当該市町に転入をした日後1年を経過するまでの間に、当該市町に対して支援金の交付を申請したこと。

(補助する支援金の範囲)

第3条 前条第5号に規定する支援金の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。

(1) 対象移住者等が属する世帯の世帯員の数が2以上の場合 100万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円

(補助金の額)

第4条 第1条に規定する経費に対する補助金の額は、前条に規定する支援金の額の範囲内において市町が交付した支援金の額に4分の3を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする市町は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に交付決定を行い、市町に通知するものとする。

(移住支援事業の内容変更または中止)

第7条 補助金の交付決定を受けた市町が、移住支援事業の内容を変更しようとする場合、または中止しようとする場合には、あらかじめ、別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

2 市町が前項の規定により概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の3月10日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容（第 7 条第 2 項の規定に基づく承認を行った場合には、その内容）およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、30 日以内に交付すべき補助金の額を確定し、市町に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 知事は、規則第 16 条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町への補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に規定する支援金の交付を受けた対象移住者等が、当該支援金の申請をした日から 5 年以内に、移住支援金の申請をした市町以外の市町村の区域に住所を定めたことが判明した場合
- (2) 第 3 条に規定する支援金の交付を受けた対象移住者等が、当該支援金の申請をした日から 1 年以内に、移住先就業を行った事業所を退職したことが判明した場合

(交付決定取消しの通知)

第 12 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消したときは、すみやかに市町に通知する。

(返還請求)

第 13 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 14 条 市町は、第 5 条の規定による交付の申請、第 7 条の規定による変更または中止の承認の申請、第 8 条の規定による概算払請求および第 9 条の規定による実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補助事業の経理等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。